

第4章 町民参画と官民協働のまち

第1節 町政への町民参加・参画の推進

〈現況と課題〉

本町では、従来から婦人会、PTA など各種団体によるまちづくり活動への参画が行われてきましたが、行政と住民が知恵を出し合い協働でまちづくりを進めていくために、より一層参画を積極的に進めることが重要です。長期総合計画を策定するに当たっては、計画段階からの町民参画として、各区から選出された方々により定期的に住民会議を開催し、町政に関する意見や要望について行政側と話し合い、様々な提言をいただきました。

このような取り組みを契機として、町民が計画段階からまちづくりへ参画できる機会をひろげ、計画への十分な意見の反映を図っていくことが必要です。

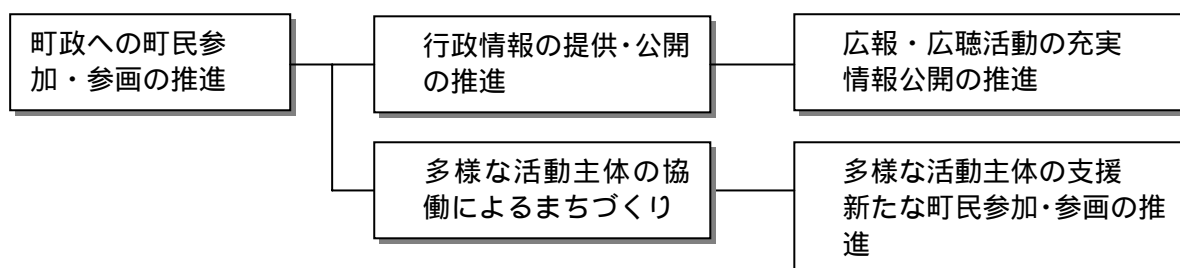
〈基本方向〉

町民の積極的な参画を進めるため、広報紙、インターネット、防災行政無線などをより一層活用した十分な質と量の情報提供に努め、各区、各種委員会、グループ等の活動を把握し、より細かく町民の意見、要望の広聴活動に努め、町民の町政への関心、理解を高めます。

町民が一体となり協働体制を構築するために、まずは町民が町内の状況を把握し、各区、事業者、行政、それぞれの役割分担を明確化しなければなりません。そのうえで、町民による交流イベント等の奨励・拡充、ボランティアなどによるまちづくり活動を支援していきます。

また、地域課題の解決などへ向けた取り組みを進めていく上で必要なリーダーとなる人材の育成も進め、まちづくり交流を図るため、町民、事業者、行政、NPO などの協働による地域づくり事業を展開していきます。

〈施策体系〉



行政情報の提供・公開の推進

広報・広聴活動の充実

より開かれた町政を目指して、広報・広聴活動の充実に努めます。

情報公開の推進

行政の説明責任の向上を図るため、情報公開制度に基づき公文書等の開示を進めます。

個人のプライバシーに関わる行政情報に関しては十分な個人情報の保護を図ります。

多様な活動主体の協働によるまちづくり

多様な活動主体の支援

町民・事業者・行政・NPO等のパートナーシップを構築し、全町一丸のまちづくりを推進します。

また、官と民との役割分担を明確にしたうえで、協働でまちづくりを進めていきます。

新たな町民参加・参画の推進

広聴活動の充実など住民との対話を大切にし、町民の参加・参画を進めていきます。

第2節 行政改革の推進

〈現況と課題〉

長引く景気低迷、多様化・高度化する住民ニーズ、国における三位一体の改革など、近年、地方行政を取り巻く環境は、ますます厳しくなっています。

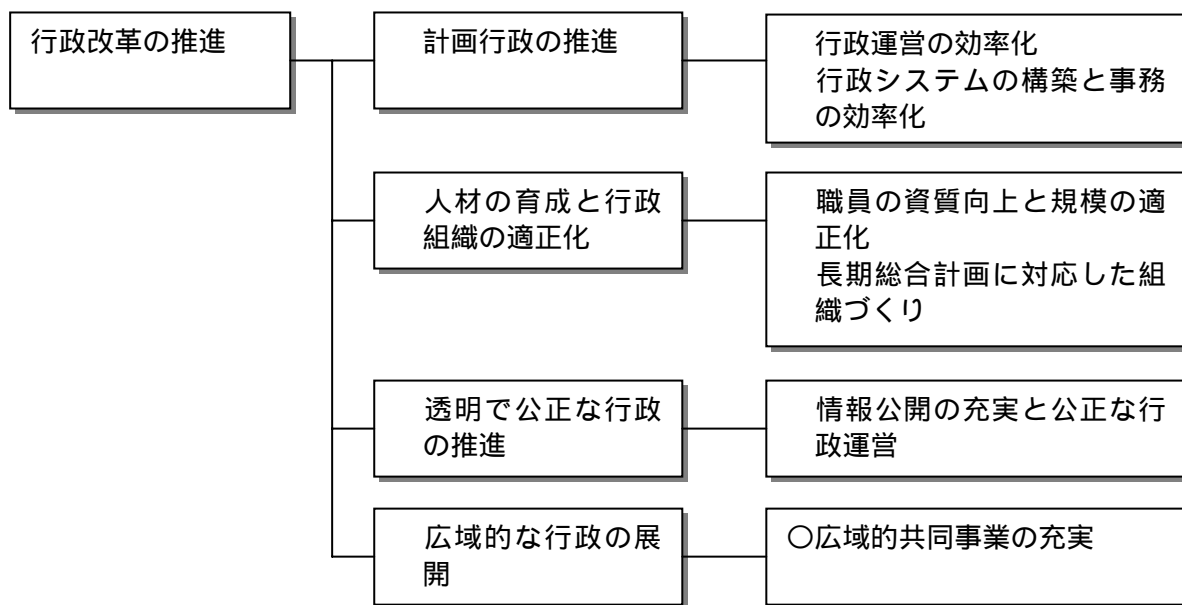
こうした状況の中で、地方公共団体が自らの責任において、社会経済情勢の変化に柔軟かつ弾力的に対応できる体質を強化し、住民福祉の向上と個性的で活力ある地域社会を構築することが求められています。

本町では、これら様々な課題に対応していくためには、行政改革大綱を早急に策定し、行政改革を積極的に推進し、最小の経費で最大の効果を実現することを目標に、事務事業の見直しや組織の改編、定員適正化など、より一層効率的な行政運営を行う必要があります。

〈基本方向〉

行政改革大綱を作成し、総合的・効率的な行政改革を積極的に推進し、同時に、行政事務を担う職員の資質・能力の一層の向上を図ることが重要であり、自己啓発や研修制度の充実を図るとともに職員の適正配置に努めます。

〈施策体系〉



計画行政の推進

行政運営の効率化

行政改革大綱を策定し、総合的・効率的な行政運営に努めます。

行政システムの構築と事務の効率化

多様化、複雑化する住民の要望に応えるために、行政機能を充実させ事務の簡素化、効率化に努めます。

人材の育成と行政組織の適正化

職員の資質向上と規模の適正化

効率的な行政運営を図るため、業務量の的確な把握に努めるとともに、業務の委託を検討した上での職員の適正な定数管理に努めます。

また、高度化する行政需要に対応するため、職員研修・人事交流等を進め、職員の能力向上を図るとともに、職員の適性や能力に応じた人員配置に努めます。

長期総合計画に対応した組織づくり

施策体系を行政内部執行(分野)型から、住民生活重視型へ組み替えた計画の実践のため、住民生活重視型の組織づくりを進めます。

透明で公正な行政の推進

情報公開の充実と公正な行政運営

情報公開を積極的に行い、町政に対する住民の信頼と理解を深め、公正で民主的なまちづくりを推進していきます。

広域的な行政の展開

広域的共同事業の充実

住民の視点に立った、より質の高いサービス提供や運営の効率化が求められます。このため、一部事務組合に対する住民参加システムの整備や業務の一層の能率化、効率化の推進に努めます。

第3節 財政基盤の確立

〈現況と課題〉

歳入においては税収が梅の作況に左右される中、三位一体の改革により地方交付税の削減や国、県の補助金が年々減額される方向にあります。基金についても剰余金の一部などを積立てて財政需要に備えてきましたが、公共事業等の実施に伴う財源に充当してきた結果、減少している状況にあります。

歳出については、平成16年度の合併による要因や定員適正化計画に基づく施策の実施により、人件費は減少傾向にありますが、業務の電算化や高齢化により物件費や扶助費は増加しつつあります。また、公債費についても、積極的に社会資本の整備を実施してきた結果、町債の残高は増加傾向にあり財政が逼迫する要因となっています。

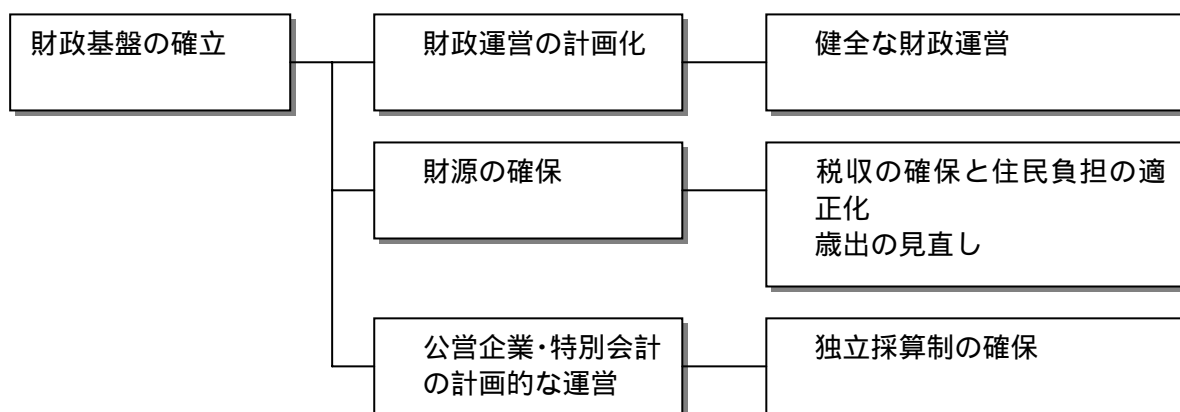
こうした状況の中で、中長期的な視点に立ち、財政の健全化と自立的な財政運営に向けた取り組みを計画的に進めるとともに、事務事業や補助金の見直しなど歳出抑制、税収入など自主財源の安定した確保のための取り組みを一層推進することが必要です。

また、公営企業・特別会計についても、そのあり方について総合的に検討を行い、事業の安定運営の確保を図る必要があります。

〈基本方向〉

みなべ町財政健全化計画を策定し、自主財源の確保はもちろんのこと、補助金などの財源確保に努め、公共事業については計画的、重点的かつ効率的に実施していきます。

〈施策体系〉



財政運営の計画化

健全な財政運営

限られた財源を効率的かつ重点的に配分し、健全な財政運営を計画的に行うため、中長

期的な社会経済動向の展望を予測した財政計画の策定に努めます。

財源の確保

税収の確保と住民負担の適正化

口座振替の推進、納付指導の徹底など収納体制の強化を図り、租税や各種使用料などの収納率の向上に努めます。また、普通財産の処分や賃貸などにより自主財源の確保に努めます。

歳出の見直し

経常経費の削減を図るため、人件費の抑制に努めます。また、物件費の効率的な執行に努め、補助金の見直しを図ります。投資的経費についても事業の必要性や優先度の検討を行い、効率的に実施します。

公営企業・特別会計の計画的な運営

独立採算制の確保

収支見通しを明確にするとともに、使用料の収納率の向上と適正化に努めます。また、繰出し基準の順守徹底を図ります。